

非居住者の租税協定の待遇を享受するための手続きについて

本年年初より、非居住者の所得に対する徴収管理を強化する規定（国税発[2009]3号、国家税務総局令第19号、非居住者企業所得税確定申告管理弁法等）が立て続けに公布されておりますが、このほど租税協定の待遇を享受するための管理規定として「非居住者が享受する租税協定待遇管理弁法」（国税発[2009]124号）が国家税務総局より公布されました。

当弁法では、非居住者が租税協定の待遇を享受するためには、当弁法に従い審査又は備案（報告し記録してもらうこと）手続きを行うことを義務付けており、手続き時に提出すべき資料、事後管理等に関する内容が規定されています。なお、当弁法は2009年10月1日より実施されます。

1. 条項ごとに異なる手続き

租税協定の待遇を享受するためには、審査申請か備案のいずれかの手続きを行うこととされており、租税協定の条項ごとにその手続きが区分されています。

(1) 審査申請を要する条項：配当・利息・使用料・財産譲渡

(2) 届出登記を要する条項：恒久的施設（PE）及び事業所得・独立個人役務（自由職業所得）・給与所得及び（1）以外の条項

【日中租税協定で待遇されている主な項目】

- ① 利子・使用料（ロイヤリティ）の税率軽減（国内法20%⇒日中租税協定10%）：審査申請が必要
- ② 独立代理人を通じた活動に係るPEの取り扱い（国内法ではPEに該当⇒日中租税協定ではPE該当せず。）：届出登記が必要

2. 審査申請手続きについて

(1) 提出資料

審査手続きでは以下の資料の提出が必要となります。

- ① 非居住者が享受する租税協定の待遇審査申請表
- ② 非居住者が享受する租税協定の待遇身分情報報告表
- ③ 租税協定締約相手国の主管当局が前年度開始後に発行した税込居住者の身分証明
- ④ 取得した所得に関わる所有権証書・契約・支払証憑等の権利証明、仲介・公証機関が発行した証明
- ⑤ 税務機関が要求するその他関連資料

(2) 複数年継続して享受する場合の取り扱い

同一非居住者の同一の所得のうち配当、利息及び使用料について、同一の租税協定の同一条項に規定された待遇を複数回享受する場合、初回の審査批准後3年度以内（当年度を含む）は、重複しての審査申請は不要です。

(3) 審査

税務機関は、申請を受領した日より、県・区級以下の税務機関は20営業日、地・市級の税務機関は30営業日、省級の税務機関は40営業日以内に審査決定を行い、書面により通知されます。

(4) 代理人による申請

非居住者は当該申請手続きを代理人に委託することができます。(授權委託書の添付が必要)

3. 備案手続きについて

(1) 提出資料

備案手続きでは以下の資料の提出が必要となります。

- ①非居住者が享受する租税協定の待遇届出報告表
- ②租税協定締約相手国の主管当局が前年度開始後に発行した税収居住者の身分証明
- ③税務機関が要求するその他関連資料

(2) 源泉徴収を行う場合の備案手続き

備案手続きは代理人に委託することが可能ですが、非居住者に発生した納税義務を関連規定に基づき源泉徴収を行う場合には、上記(1)の資料を源泉徴収義務者より源泉徴収報告の付属資料として、主管税務機関に備案しなければなりません。

4. 後続管理

(1) 税務機関に報告した情報に変化が生じた場合

納税人又は源泉徴収義務者は、変化の生じた情報により非居住者の租税協定待遇の享受に変化をもたらす場合には、再度備案又は審査手続きを行います。なお、変化の生じた情報により待遇を享受できない場合には、変化が生じた日より直ちに待遇の享受を中止し、国内関連規定に基づき申告納税又は源泉徴収義務を行います。

(2) 追加補足申請

中国国内で納税義務を有する非居住者が租税協定待遇を享受できるが受けていないために、税金を納めている場合には、**当該税金を納付した日より三年以内**は主管税務局に**追加補足申請**ができ、所定の審査申請又は備案手続きを行うことで、主管税務機関の許可後に**納め過ぎた税金の還付**を受けることができます。

(3) 資料保管期間

非居住者が享受する租税協定の待遇に関する証票・資料は、**十年間保管**することとされています。

(4) 税務機関によるサンプル調査

税務機関は、毎年定期或いは不定期に、非居住者がすでに享受した租税協定待遇のうち、無作為に一定数量のサンプルを選定し審査・照合・検査を行うこととしています。

(5) 待遇享受の取り消し

税務機関は、非居住者のすでに享受している租税協定待遇について、審査申請や備案報告が行われていない、関連資料や追加資料の提出がされていない場合等で、いずれも正当な理由がない場合には待遇を許可しない決定を行います。

ただし、不許可となった場合でも違反行為を修正し追加享受の申請を行い、税務機関が許可した場合には租税協定待遇を追加で享受することができ、追徴された税金は還付されます。

5. まとめ

中国現地法人と日本親会社との間で親子ローンを行っている場合の利息や、技術供与のロイヤリティ契約(特許権やノウハウの使用契約)を締結している場合のロイヤリティ(使用料)については、上記の審査申請手続きが必要となります。

なお、当弁法では租税協定を享受する必要がある納税義務が2009年10月1日以後に発生する場合、当弁法を実施するとされていますので、2009年10月1日以前に契約しているもので、10月1日以後に発生する所得について租税協定の待遇を享受する場合にも当弁法が実施されるものと思われるので、所轄税務局に事前に確認をされた方が良いでしょう。(完)